

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料は、A市に転入した直後に、町会長でありA市役所に勤務していたB氏に勧められ過去2年分の保険料を、私は家計から、夫はポケットマネーから支出し、それぞれ現金で手渡し納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する金銭出納帳に昭和45年度(12か月)の国民年金保険料一人分に相当する保険料支出の記載があり、これは家計から支出したという申立人の主張に符合すること、一緒にポケットマネーから納付したという申立人の夫の保険料も納付済みであること、A市の当時の雇員で申立人の指摘する人物が保険料の集金業務を行っていたことが認められ、申立人が制度発足の昭和36年4月から45か月の納付済期間がありながら、その後経済的な理由による未納期間があることを認め、A市に転入後に同集金人に勧められて過年度分を納付したという主張に不自然さはないことから、申立期間①の保険料は、申立人の主張どおり家計から支出して納付していたと考えられる。

一方、申立期間②については、上記金銭出納帳に、昭和47年度の保険料について二人分の保険料の支出の記載があるのに、46年度の保険料については支出の記載が全く無く、一緒に納付したという申立人の夫の保険料は申請免除となっており、そのほかに申立期間②の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）やこれをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

社会保険庁の記録によると、私の昭和62年4月から63年3月までの保険料が未納となっているが、申立期間当時は、実父が定期的にA市役所の職員やB信用金庫の職員に国民年金保険料を納付していたと記憶している。早急に記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間以前の昭和50年4月から62年3月までの144か月間及びそれ以後の63年4月から平成7年12月までの93か月間は、夫婦共に納付済みとなっており、申立期間についても同様に国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人及びその妻の保険料について、申立期間以後の昭和63年から平成3年までの期間は、おおむね納付期限以内に納付していたことが確認できることから、申立人及びその妻は、申立期間当時、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年3月まで

私は、昭和59年7月から2年間家族とともに外国に移住した。社会保険事務所は、申立期間の前納保険料を還付したと言っているが、私は還付金を受け取っていない。今日まで社会保険事務所から還付通知もなく、還付したといわれても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳に、「還付59.7～60.3まで54,990円(59.8.20)」の記述があることから、還付決議が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人は昭和59年7月に家族とともに海外移住していることが確認でき、申立期間の保険料について、国民年金の資格喪失及び還付に関する手続は行っていないとする主張は信頼できるものであり、海外在住したため、還付に関する通知書等を受け取ることができなかったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から43年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和46年11月30日にA市役所で申立期間①の国民年金保険料3万5,500円を特例納付した。申立期間②については、昭和43年に国民年金の加入手続きを行い、同年4月以降はすべて納付してきたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上に、前後の期間は納付済みであることから、申立期間②のみを納付しなかったと考えるのは不自然であり、納付していたと推測するのが自然である。

一方、申立期間①は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月15日に連番で払い出されており、45年1月から46年3月までの申立人の夫の厚生年金保険加入期間を除き夫婦の納付状況は一致していることから、43年以降、申立人夫婦の保険料を同時に納付していたことがうかがわれるにもかかわらず、申立人は、夫にはA市から特例納付に関する出張徴収の案内書が送付されて来なかったため、申立人の保険料のみを特例納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は昭和46年11月16日にA市から発行された申立人宛の特例納付に関する出張徴収の案内書を所持しているが、納付金額、納付書の発行の経緯及び納付した際の詳細については、記憶が明確とは言い難い。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び49年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和49年7月及び同年8月

私は、昭和45年10月に会社を退職後、A市B町のC事業所に住み込みで働き始めた時に、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。昭和49年9月に同事業所を辞めるまで納付していたのに、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上に、それぞれの申立期間は、3か月、3か月及び2か月と短期間である。加えて、申立人の記憶している申立期間の1か月の保険料は、当時の保険料とほぼ一致している。

また、申立人はA市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を郵便局員を通じて納付したと主張しており、そのことは、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し、昭和45年10月からの過年度保険料の納付状況及び申立人の元勤務先の経営者の妻との電話聴取から確認できることから、申立人の主張は信用性があることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで

私は、昭和52年11月に結婚し、夫が、54年1月に結婚前の国民年金に加入していなかった期間を「絶対に必要だから」と加入手続を行ってくれた。その後、夫が、私の分も含めて一緒に納付していた。申立期間について、夫は納付となっているのに、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付をしていた申立人の夫についても平成3年3月に死亡するまで、申立期間を含め国民年金の加入期間についてすべて保険料を納付している。

また、申立人が国民年金手帳記号番号を取得した昭和54年1月に納付したと思われる53年4月から54年3月までの保険料の納付記録が平成17年1月に、昭和59年1月から同年3月までの納付記録についても、59年9月に追加されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人及び申立人の夫の納付年月は社会保険庁の確認できる資料からおおむね同一であり、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められる上に、申立人の夫は申立人の国民年金の特例納付を行うなど国民年金に対する意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

前回、昭和36年4月から47年3月までの期間の保険料を繰り上げ一括納付したと第三者委員会に申立てを行い、平成20年7月30日付けで納付を認めるとの通知を受けたが、今回、改めて2回目の追加申立てをすることになった。

申立期間当時、A市で事業を行っていたが、昭和55年8月にB市に移り店を開店し、A市の納付書でB市に納付することになった。営業上、B市のC銀行と取引をし、毎月店に集金等で来店する銀行員に夫と二人分の付加保険料込みで納めていたのに夫の保険料は納付済みとなっていて、私の申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は前回あっせんとなった期間を含め、昭和36年4月から48年3月までの期間の保険料を特例納付しており、今回の申立期間を含む53年1月以降は付加年金にも加入するなど納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間と昭和48年4月から同年9月までの未納期間6か月を除き、すべて納付済みである。

さらに、申立人は夫と店を経営しており、国民年金保険料を一緒に納付していたとすることを踏まえると、申立期間だけ夫のみが付加年金を加えた保険料を納付したとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

18歳からA区の店で働き、20歳を迎えるにあたり母親と店主から年金加入を勧められて、昭和42年10月ごろに店の先輩たちと一緒にA区役所B出張所に行き、国民年金に加入して保険料を納めた。それから、3か月ごとに、給料日の翌日に何名かで保険料を納付することが恒例になった。45年7月から46年3月までの保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料は完納しており、現年度納付及び前納をするなど、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人が主張している国民年金への加入の動機、保険料納付方法、納付金額等については具体的であり、不自然さは見られない。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は住み込みで働いていたことから住居費、食費等がかからないため、保険料の納付資金についても問題はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、夫及び町役場に勤務していた母親から勧められて昭和35年12月ごろ国民年金の加入手続を行い、それ以来欠かさず保険料を納付してきたが、年金を受給するときになって、申立期間が未納となっていることを知らされた。未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、郷里の町役場に勤務しているその母親に勧奨されたこと、昭和35年11月に結婚した夫にも、その勤務先が社会保険未適用事業所であるとの理由で将来に備え夫婦そろって国民年金に加入しようと強く勧められたことから、35年12月ごろ市役所で加入手続を行ったという主張に不自然さは見られない。

また、申立人は、A市の求めに応じて国民年金手帳を同市に預け、保険料納付と引換えに領収書を受け取り、その後、同市では国民年金手帳に国民年金印紙貼付・検認印押捺作業をしていたと供述しているが、この一連の徴収方法は市担当者の証言と一致する。

さらに、申立期間中の保険料納付の場所、頻度及び保険料額に関する申立人の主張は具体的であり、かつ実情に照らし齟齬が無い。

加えて、申立期間後は未納が無く、確認できる昭和41年4月以降23年間にわたり保険料はおおむね納期限内に納付されており、申立人の夫も申立期間を含め納付済みとなっていることから、夫婦共に納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年4月及び同年5月

昭和35年に郷里のA県から引っ越し、B（地名）の事業所に住込みで就職した。国民年金発足と同時に勤務先社長が加入手続をしてきて、保険料を住込みに伴う食事代等と一緒に給料から天引きして納付してくれていた。それなのに、未納となっていることには、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先社長及び複数の同僚の国民年金手帳記号番号は、同一の社会保険事務所から加入手続の都度連番で払い出されていることが確認でき、まとめて加入手続をしていたものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の勤務先の社長が申立人を含む住込み従業員のために国民年金保険料を給与から控除して納付していたという申立ては具体的であり、勤務先において申立人と同様に営業を担当していた同僚5名の保険料納付記録は、1名を除く4名が申立期間①又は申立期間②において納付済みとなっている。

さらに、申立期間②は2か月と短期間であり、同時に連番で加入した同僚も納付済みとなっていることから、この期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年7月以降であり、申立期間の保険料を現年度納付することは不可能であった。

加えて、申立人は昭和36年4月にさかのぼって保険料を過年度納付した

記憶も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年2月まで

国民年金は、将来、年齢とともに収入が少なくなった時に少しでもお金が入ると助かると思って納めてきた。60歳になった時に市役所で調べてもらったら、全部納付してあるので心配しなくていいと言われ、安心していった。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年7月から60歳まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、57年4月から62年3月までの保険料は前納、申立期間に近接する平成10年3月以降の保険料は付加保険料を含めて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金保険料は1年分を一括で納付してきたと主張しており、申立人の主張どおり、昭和57年4月以降（第3号被保険者期間を除く。）については、申立期間を除き、毎年、おおむね1年分を一括で納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月

平成19年7月25日に国民年金加入記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、私は親からも国民年金保険料は絶対に納めるように言われ納付し続けてきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適正に行うなど、納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人が当時居住していたA市の被保険者名簿には、申立人は昭和53年第3期から転居する55年2月5日まで、国民年金保険料の銀行口座振替の手続を行っていた旨が記載されていること、同市では銀行口座からの国民年金保険料の引落としは、当月末であったことが確認できることから、申立期間の1か月だけが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1180

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私たち夫婦は、昭和55年6月に二人分の過去の未納分の保険料について、76万8,000円を市役所で納めた。同様に納付した妻は全期間納付が確認されているのに、私の分だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていること、申立期間の前後の期間の納付時期は夫婦同一となっていることから、夫婦二人分の過去の未納分の保険料をまとめて納付したとの申立内容に不自然さは見られず、申立人は昭和43年7月から51年6月までの保険料を、妻は申立期間を含む43年7月から51年9月までの保険料を、55年6月に特例納付していることから、申立期間の3か月についても、このときに一緒に納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が主張している納付金額は、第3回特例納付により、申立期間を含む昭和43年7月から51年9月までの保険料を二人分納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の昭和51年度の納付月数は9か月となっているが、社会保険事務所が保管する被保険者台帳(特殊台帳)では、51年度の納付月数が12か月である旨を示す記載があること、申立人の妻については、申立期間は、当初、申立人と同様に未納とされていたが、平成19年7月に納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料

をすべて納付しており、その妻は、申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 48 年 1 月に国民年金に任意加入し、以後国民年金保険料を納付し続けていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 1 月に国民年金に任意加入して以来、60 歳に達する平成元年 5 月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間に近接する昭和 54 年度から 57 年度までの期間及び 59 年度から 62 年度までの期間の国民年金保険料は前納しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人から提出された昭和 58 年分及び 59 年分の確定申告書(写)に記載されている社会保険料控除額は、当時の国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間でその前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない上、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間についてもその前後の期間と同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年2月20日から同年3月20日まで

私は、A株式会社専務取締役の命令により、昭和33年3月20日入社予定のところを1か月早めて2月20日から入社し、配属された課で働いていたが、1か月遅れで入社した同期と一緒に、厚生年金保険の資格取得日が33年3月20日とされている。そのことに納得がいかないため、入社当初から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無いが、A株式会社から発行された在籍証明書及び同僚の供述から、昭和33年2月20日より同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和33年2月20日資格取得となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和33年2月20日から継続してA株式会社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の同社における資格取得日を33年2月20日とすることが妥当である。

また、昭和33年2月分の標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の加入記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和62年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月21日から同年8月1日まで

私は、申立期間当時、A株式会社からB株式会社に異動になった。会社の給料の締め日が21日になっていたため、会社の事務手続に問題があったと思う。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社C（A株式会社及びB株式会社の親会社）の従業員名簿及び異動履歴簿から、申立人がA株式会社、B株式会社及び関連会社に継続して勤務し（昭和62年8月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年6月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と整合性のある昭和62年7月21日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格取得日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月1日から38年2月1日まで

私は、社会保険事務所から昭和37年12月1日から38年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間が抜けている旨の回答をもらったが、37年3月12日から平成11年4月1日まで継続してA株式会社に勤務しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事台帳（写し）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和37年12月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 8 日から 39 年 8 月 6 日まで
② 昭和 39 年 8 月 17 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、脱退手当金の支給日には、夫がA株の外国駐在員であったため外国に在留しており、脱退手当金を受け取れなかったはずなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に勤務していたB株式会社C本社は、脱退手当金の代理請求は行っていない旨を回答している上に、当該事業所において申立人の資格喪失日の前後3年間に資格を喪失した者で脱退手当金の受給資格を有する26名中11名について脱退手当金が支給されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が申立期間①の資格取得日の前月に資格喪失した被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日の昭和42年12月1日には外国に在留しており、脱退手当金を受け取ることはできないはずであると主張している。そのことは、申立人の夫がA株式会社D支社に勤務していた時の同僚が同年の独立記念日に、申立人の夫とともに空港まで申立人を出迎えに行った旨供述していることから、申立人の申立内容は信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B支店（現在は、株式会社C。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月3日から同年5月16日まで
② 昭和39年2月19日から同年3月16日まで

私は、昭和37年4月3日から39年3月15日まで株式会社Aに勤務した。入社と同時に厚生年金保険に加入して給与から保険料を最初から控除されていたし、当時の勤務期間を証明するD株式会社発行の使用証明書及び退職金明細書があるので、37年4月3日から同年5月16日までの期間及び39年2月19日から同年3月16日までの期間について加入記録を訂正するよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、株式会社Cが保管する職員原簿及び当該事業所発行の在籍証明書から判断すると、申立人が当該期間において当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認する資料が無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人はD株式会社発行の使用証明書及び退職金明細書を根拠に、昭和37年4月3日から勤務していたと主張している。

しかし、当該事業所の資格取得日が申立人と同日である上に、申立人を記憶する2名の同僚から聴取したところ、1名は「一緒に入社した」、残る1名も「新入社員研修の時に一緒にいたので同期入社だと思ったし、周りの皆も同期入社だった」と述べており、2名とも「試用期間は無かった」としている。

また、事業主は、申立人が昭和37年5月16日から39年3月15日まで在籍したことを、当該事業所発行の在籍証明書により証明している上に、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月1日まで

私は、厚生年金保険の期間照会申出書を提出したところ、昭和39年7月21日から同年9月1日までの空白期間があることが判明した。私は、34年9月1日にB(株)に入社し、平成4年3月21日に退職するまで、同社の関連部署及び関連会社に勤務していた。したがってその間ずっと厚生年金保険の被保険者だったはずであり、申立期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びC株式会社D工場が保管している「個人データ」の異動歴から判断すると、申立人が昭和39年7月21日にB株式会社から子会社であるA株式会社に出向し、厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、親会社の事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月24日から同年8月1日まで

私は、昭和44年4月1日に株式会社Bに入社し、D事業所に勤務後、45年8月8日にE支店に異動になり、その後49年7月24日にC支店に異動になり、50年5月31日に退職した。しかし、49年7月24日から同年8月1日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとF社会保険事務所から回答を受けた。納得がいかないので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が株式会社Bに継続して勤務し（昭和49年7月24日に同社E支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の同社C支店における社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

A株式会社が昭和55年6月1日に適用事業所として適用され、同年10月31日に全喪事業所となったこと、及び事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、A株式会社の適用年月日及び全喪年月日並びに申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年3月まで

私は、平成18年ごろに年金受給額を確認した時、申立期間について、社会保険事務所の記録では未加入となっていることを初めて知った。申立期間当時はA株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年6月1日から同年10月31日までについては、A株式会社の商業登記簿謄本、社会保険事務所が保管している被保険者名簿及び同僚の証言から、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、A株式会社は昭和55年6月1日に新規適用事業所となり、同日に申立人を含む5名の資格取得に係る届出を行ったことが認められる。その後、同年10月31日に倒産により当該事業所の新規適用がさかのぼって取り消され、同時に、申立人を含む4名に係る同年10月の定時決定及び被保険者資格の取消しが行われている上、申立期間中に資格を喪失した者に係る資格喪失の記録も取消しが行われている。

しかしながら、同社新規適用時の記録から、同社が、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる上、社会保険事務局では、「このような場合は新適取消ではなく、全喪として処理する」旨を回答しており、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず

ず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の新規適用の取消し及び申立人の資格取得の取消しは有効なものとは認められず、当該事業所の新規適用年月日及び申立人の資格取得日は当初の記録どおりであり、また、当該事業所の全喪日及び申立人の資格喪失日は、いずれも資格取消しが行われた昭和 55 年 10 月 31 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、36 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日までを除く期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B出張所における資格取得日に係る記録を昭和35年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月31日から36年1月5日まで

私は、昭和35年4月1日付で株式会社Aに本採用され、平成8年6月3日に退職するまで継続して勤務してきた。私の年金記録を見ると、昭和35年12月31日から36年1月5日まで1か月の欠落がある。この期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事記録及び雇用保険被保険者加入記録等から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和35年12月25日付でC支店からB出張所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて不明であると回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における昭和24年6月25日の資格取得日に係る記録を同年1月1日に、また、26年2月1日の資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、24年1月から同年5月までの標準報酬月額を4,200円、26年1月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年1月1日から同年6月25日まで
② 昭和26年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和16年3月から61年3月末までA株式会社に勤めていて、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年12月の社会保険事務所の記録から、24年1月から同年5月までの標準報酬月額を4,200円とし、25年12月の社会保険事務所の記録から、26年1月の標準報酬月額を9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和24年1月1日とすべき資格取得日を、誤って同年6月25日として届け出たこと、及び26年1月1日とすべき資格取得日を、誤って同年2月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る24年1月から同年5月までの期間及び26年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年7月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月9日から同年9月17日まで

昭和37年7月1日付でA株式会社C出張所に赴任したが、私の年金記録を見ると37年7月9日から同年9月17日までの期間が欠落している。給与の支払等はB支店の管轄で行われていた。申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から引かれていたはずであるから年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書、社員原簿及び雇用保険被保険者加入記録から判断すると、申立人がA株式会社に申立期間継続して勤務し（申立期間当時、C出張所は5人未満の事業所のため、所長を含め同僚はB支店で被保険者資格を取得している。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和37年9月17日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る37年7月及び同年8月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和44年10月6日から45年1月21日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格に係る記録を44年10月6日資格取得、45年1月21日資格喪失とし、また、45年12月27日の資格喪失日に係る記録を46年2月28日に訂正し、44年10月から同年12月までの標準報酬月額を2万8,000円、45年12月から46年1月までの標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月6日から45年10月1日まで
② 昭和45年12月27日から46年2月28日まで
社会保険事務所の記録では、昭和45年10月から同年11月までの期間のみ厚生年金保険被保険者期間となっているが、私は、44年10月から46年2月まで株式会社Aに勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間と同時期に当該事業所で雇用保険と厚生年金保険の両方に加入している者は、両者の加入記録がおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和44年10月6日から45年1月21日までの期間及び45年12月27日から46年2月28日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 44 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、同僚の記録から 2 万 8,000 円、45 年 12 月から 46 年 1 月までの標準報酬月額については、45 年 11 月の社会保険事務所の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 45 年 1 月 21 日から同年 10 月 1 日までについては、申立人の記憶、同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該期間に係る雇用保険の加入記録も無いことから、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る昭和 44 年 10 月 6 日から 45 年 1 月 21 日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から当該期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後、被保険者報酬月額算定届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和44年7月1日、資格喪失日は47年4月1日であると認められることから、申立人係る厚生年金保険被保険者資格の取得日、及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和44年7月から47年3月までの標準報酬月額については、44年7月から45年9月までは3万3,000円、同年10月及び同年11月は3万9,000円、同年12月から46年9月までは4万8,000円、同年10月から47年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から47年4月1日まで
昭和44年4月1日から47年3月末日まで、B市のA事業所に、看護師として週6日勤務していた。

同事業所には、申立期間、昭和54年3月1日から56年1月末日までの期間及び平成12年9月1日から18年8月末日までの期間の都合3回勤務したが、1回目の申立期間の厚生年金記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人の供述から、申立期間のうち昭和44年7月1日以降については、申立人が申立てに係る事業所に正職員として継続して勤務していることが認められ、同僚一人が当時、当該事業所の看護師が全員正職員であったと供述している。

また、申立人は、申立期間直後に別の事業所に勤務したと供述しているところ、同僚からも申立人が当該事業所退職後の未就労期間は短期であり、まもなく勤務した次の事業所の就職日から当該事業所の退職日は昭和47年3月末であるとの供述があることから、申立人の当該事業所における資格喪失日は47年4月1日であると認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の昭和43年9月1日から

44年7月1日までの被保険者原票の整理番号に欠落が見られる。

加えて、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、複数の番号が後日統合されており、当該事業所においても手帳記号番号が払い出されている可能性がうかがえるところ、社会保険事務所における厚生年金保険手帳記号番号払出簿調査の結果、当該事業所の被保険者原票は他の事業所の整理記号に修正したものがあり、手帳記号番号の払出日が前後しているなど、当時、社会保険事務所において、当該事業所の年金記録に係る記録管理及び処理が適切に行われていなかった可能性を否定し得ない。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和44年7月1日から47年4月1日まで同社において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間のうち昭和44年7月1日から47年4月1日までの標準報酬月額については、当該事業所において44年7月1日資格取得の同僚の標準報酬月額から判断すると、44年7月から45年9月までは3万3,000円、同年10月及び同年11月は3万9,000円、同年12月から46年9月までは4万8,000円、同年10月から47年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和44年4月1日から同年7月1日までについては、申立人が勤務していた事実を供述した同僚が当該事業所において厚生年金保険に加入する前の期間で、申立人の勤務が確認できない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間のうち昭和44年4月1日から同年7月1日までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 43 年 7 月から 46 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 46 年 7 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を免除申請した記憶はなく、町の公民館にて集金人に納付したはずであり、43 年 7 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料は、A 区の出張所の窓口にて納付したはずであるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同期間が含まれている時期の検認記録のある国民年金手帳を処分したというので、申立期間①の国民年金保険料を納付していたという主張を裏付ける関連資料（確定申告書控、家計簿等）やこれをうかがわせる事情も無い。

また、申立期間①は 36 か月と長期であって、社会保険庁の記録にある申請免除の記載が誤っているとは言えない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 43 年 8 月に B 県 C 市から A 区に転入しているが、C 市で発行された国民年金手帳には住所変更の記載があるのみで、新たな国民年金手帳が発行された事実がうかがえず、その後申立人が厚生年金保険の被保険者の資格を取得するまでの 37 か月の長期の申立期間②について国民年金保険料を納付していたという主張を裏付ける関連資料やこれをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年5月まで

私は、夫婦で昭和36年4月から39年5月にかけてA市のB事業所に勤めているときに、C農協D支店で国民年金の加入手続を行った。年金手帳を農協で保管管理してもらい、毎月100円の保険料を夫婦で部落の集金人に支払い、C農協D支店に納付してきたにもかかわらず、夫婦とも納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上に、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等について記憶が明確ではなく、申立人の代理人である長男に確認しても国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が確認できないため、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、初めて被保険者となった日は昭和62年7月1日となっており、申立期間は国民年金に未加入期間で保険料を納付できない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人は、C農協D支店で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を同農協で保管し、毎月の保険料を納付してきたと主張しているが、同農協は国民年金保険料を納付する窓口であるが、国民年金の加入手続の窓口になったことはなく、年金手帳を保管したこともないと回答していることから、申立期間当時の国民年金事務処理と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

私は、夫婦で昭和36年4月から39年5月にかけてA市のB事業所に勤めているときに、C農協D支店で国民年金の加入手続を行った。年金手帳を農協で保管管理してもらい、毎月100円の保険料を夫婦で部落の集金人に支払い、C農協D支店に納付してきたにもかかわらず、夫婦とも納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上に、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等について記憶が明確ではなく、申立人の代理人である長男に確認しても国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が確認できないため、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、初めて被保険者となった日は昭和61年4月1日となっており、申立期間は国民年金に未加入期間で保険料を納付できない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人は、C農協D支店で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を同農協で保管し、毎月の保険料を納付してきたと主張しているが、同農協は国民年金保険料を納付する窓口であるが、国民年金の加入手続の窓口になったことはなく、年金手帳を保管したこともないと回答していることから、申立期間当時の国民年金事務処理と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から46年1月まで

私は、平成19年7月2日にA社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、昭和39年1月から46年1月までの期間が国民年金に未加入であることが判明した。昭和45年12月ごろB市Cの集金人が来て印鑑と古い年金手帳を渡し国民年金への加入手続をしており、39年1月から46年1月までの国民年金保険料を2か月に1度、同じ集金人が来て支払っているはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金記録によると、申立人は、当初、昭和35年10月1日に新規資格取得、38年6月1日に資格喪失している。現在、申立人が所持している46年2月20日に再発行された年金手帳の先頭記録は46年2月20日任意加入と記載されており、申立期間に係る納付書は発行されず、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録が無いことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続を昭和45年12月ごろ集金人に依頼し現年度保険料を納付したと主張しているが、国民年金の事務処理及び制度上、過去にさかのぼって現年度保険料を集金人に納付することはできないことに加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が無い上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、申立期間は85か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から43年10月まで
申立期間のうち当初の約1年間は両親が国民年金保険料を納付していたはずであり、その後の期間は私が保険料を納付していたので、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の記録から、申立期間より後の昭和48年5月21日以降であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父親がA県B町で国民年金加入手続を行い、その父親又は母親が、昭和38年1月から約1年間、保険料を納付していたと主張しているが、二人は亡くなっていて、当時の状況が明確でない上、申立人自身が保険料を納付するようになってからは、職場のあるA県C市内の金融機関を利用していたという供述も、当時、印紙検認方式であったB町の納付方法と合致していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
私が 20 歳になったとき、父が国民年金に任意加入手続をして、社会人になるまで保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から平成3年4月以降であることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも同年4月1日に第1号被保険者になった日と記載されており、学生等の任意適用期間について国民年金保険料は制度上さかのぼって納付することができない期間である。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする父親は既に他界しており、夫が銀行で国民年金保険の加入手続を行ったとする母親の申述は不自然であるため、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 7 月に長男が誕生したころ、A 区役所の出張所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を郵便局で納付していたのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 7 月ころ、A 区役所の出張所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、加入時期の記憶が定かでない上、申立人の年金手帳から交付日が 61 年 10 月 23 日であることが確認できるため、少なくとも 59 年 6 月以前は時効により保険料を納めることができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。加えて、申立人の納付記録では昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料が過年度納付されたことがうかがわれる。

また、申立人の被扶養者である申立人の妻は、申立期間当時、国民年金に加入しており、保険料が納付済みとなっていることから、申立人から提出された申立期間当時の確定申告書（控え）に申告されている一人分の保険料は、申立人の妻の分と考えるのが自然であり、申立人の分とは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から50年3月まで

私は、20歳になった昭和42年4月にA市役所で国民年金加入手続きを行い、それ以降50年3月までの保険料を現年度納付していたはずなのに、この期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年9月以降に払い出されているため、48年6月以前の保険料は時効により納付することができない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続きをした場所をはじめ、保険料納付の場所及び金額についての記憶が定かでなく、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から7年3月まで

申立期間については、私が20歳の大学在学中に母が区役所に行き国民年金保険料納付の免除をお願いに行ったところ、学生はまだ払わなくて良いと回答され、書類もなく口頭で免除承認されたのに免除期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年10月に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続は、この時点で行われていることから、申立期間は未加入期間であり、免除申請を行うことはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は在学中に国民年金手帳は交付されなかったと述べており、区役所に申請に行った申立人の母親も申立人の国民年金加入手続及び毎年の免除申請手続を行ったかどうか記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年4月までの期間及び42年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 51 年 3 月まで

申立期間は実家にいた期間で、母が家の税金関係と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。納付場所は、自宅近くの市役所出張所だったと思う。母はとても几帳面な人だったので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の加入手続及び保険料納付は申立人の母親が行ったと主張しているが、母親は既に亡くなっているため、納付状況等を聴取することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年2月以降となっており、この時点では、申立期間のうち、49年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合計111か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び平成 2 年 7 月から 3 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から同年 7 月まで
② 平成 2 年 7 月から 3 年 8 月まで

私は、平成 2 年 7 月に会社を退職後、将来のことに不安を感じ、国民年金保険料を 2 年前にさかのぼり、1 か月分ずつ納めた。平成 8 年度には、未納となっている期間について約 30 万円を一括納付したので、申立期間が未納とされていることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 5 年 10 月以降であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 6 年 9 月から 8 年 10 月までの国民年金保険料を 8 年 10 月に納付しており、当該保険料の合計額が 29 万 1,900 円となることから、申立人が平成 8 年度に約 30 万円を一括納付したと主張しているのは、当該期間の保険料と推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 34 年 12 月まで

私は、昭和 31 年 5 月から 34 年 12 月までの期間について、親の紹介で A 社に入社し、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の適用事業所名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 4 月 1 日であり、申立期間のうち、31 年 5 月から 32 年 3 月までの期間については適用事業所となっていない上に、社会保険事務所で保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、32 年 4 月以降の資格取得者の中に申立人の氏名の記載は無い。なお、申立人の履歴書には、昭和 31 年 5 月に B 社入社と記載されているが、当該事業所は、40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所とはなっていない。

また、A 社は、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険を全喪しており、事業主等から申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について、聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月1日から59年7月1日まで
私は、昭和58年3月1日から60年6月29日までA社で正社員として働いており、58年3月1日から59年7月1日までの厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で自分が2度主催した新年会の写真を所持していることから、昭和59年1月ころ、同社に在籍していたことが推認される。

しかしながら、申立期間に係る当該事業所の雇用保険の加入記録は、昭和59年6月1日資格取得、60年6月28日資格喪失となっており、社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿の59年7月1日資格取得、60年6月29日資格喪失の記録とおおむね一致している。

また、申立期間のうち、昭和59年5月から6月まで国民年金に任意加入し、納付済期間となっていることに対して、申立人は、同期間の国民年金保険料を納付した記録は間違っており、実際は58年1月から2月までが国民年金保険料を納付した期間であると主張しているが、そのことを推認できる周辺事情や関連資料は無い。

さらに、申立期間に係る当該事業所は、厚生年金保険を昭和60年6月29日に全喪しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 10 日から 41 年 5 月 2 日まで

私は、A社B本社を昭和 40 年 9 月に退職した後、厚生年金保険被保険者証を持参し、実姉の夫が経営するC社に 40 年 9 月から 41 年 7 月まで勤務していた。見習社員として採用されたわけではないのに、同社の厚生年金保険の加入期間が 2 か月となっていることに異議を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申立内容や同僚の供述及び雇用保険の加入記録（昭和 41 年 1 月から同年 6 月まで）から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは認められるものの、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

また、申立期間当時の事業主及び社員に照会したところ、当該事業主は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時の資料が無く、詳しい勤務状況が分からない。」と、当該社員は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、いつからいつまで勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しているなど、当時の状況が不明である。加えて、申立人は、当該事業所への入社の際、A社在籍時に交付された厚生年金保険被保険者証を持参したと主張しているが、当該事業所での厚生年金保険への加入が別の手帳記号番号で行われており、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 41 年 5 月 2 日に資格取得、同年 7 月 5 日に資格喪失と記録されている上に、申立人が勤務したと主張する申立期間に資格を取得した者 5 名の中に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月25日から31年10月31日まで

私は、A社に昭和29年11月から申立期間まで継続して勤務し、同社がB社と改称後も引き続き勤務して35年3月に退職した。継続した勤務の中で申立期間の厚生年金保険が空白なのは納得がいかないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、同社は昭和30年5月25日に事業閉鎖により全喪事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上に、31年11月1日に、B社として、改めて新規適用事業所となっていることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び資格取得日と一致している。

また、当該事業所の被保険者名簿から申立人と同年代で同時期に被保険者であった2名に照会したところ、当該2名は「経営危機状態及び倒産により全員が退職したと思っていた。」と供述しており、当該事業所が、昭和30年5月25日に事業閉鎖により、全喪事業所となっていることと矛盾しない。

さらに、B社は、「A社の元従業員に係る書類の保存は無く、当時の勤務状況等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務状況等の確認ができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 18 年に社会保険庁からの年金加入記録を郵送で受け取った。
私は、昭和 49 年 10 月から 50 年 4 月までA事業所に勤務したはずなのに、
50 年 2 月から同年 3 月までの加入記録が空白であることを知った。
今回、第三者委員会に申立てできることを知ったので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと主張しているが、申立人と同じ時期に入社した2名に照会したところ、当該2名は「申立人が同事務所に勤務していたことは覚えているが、いつからいつまで勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたという証言は得られなかった。

また、当該事業所は昭和 55 年 2 月 1 日に全喪事業所となっており、人事記録等の関連資料が無く、申立期間当時の申立人の勤務状況が確認できない上に、当時の事業主は既に死亡しており、証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月15日から29年7月15日まで
② 昭和30年5月1日から34年1月16日まで

私は、A社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社に勤務していた昭和28年6月15日から29年7月15日までの期間と、C社に勤務していた30年5月1日から34年1月16日までの期間について、脱退手当金が支給されているため厚生年金保険は支給されないと回答された。そのような一時金は受け取った覚えが無く、受け取っていないものを支給したと言われるのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の最後に勤務したC社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失年である昭和34年の前後約1年に資格喪失した者5名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、2名については資格喪失日の約2か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上に、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和34年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月16日から同年7月5日まで
私は、A社B工場からC社へ昭和45年6月16日(発令日)に転籍となり、同日中に異動して着任したので、厚生年金保険が途切れるはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和45年6月16日に転籍したとするC社は、社会保険事務所の記録では、60年4月1日にD社と社名を変更し、その後、平成14年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、昭和45年当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の主張を認めるに足りる人事記録等の関連資料等が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票及び雇用保険の記録では、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和45年7月5日となっており、同年6月16日に同時に異動したとされる他の4人のうち3人の資格取得日も同年7月5日であり、残りの1人は同年10月7日となっていることが確認できる。

さらに、当時の経理事務担当者は、「業務多忙な上、申立人を含む転入者の給料の額も確定していなかったため、厚生年金保険料等の控除も行われなかったし、資格取得届の届出も後回しになったと思われる。」と述べている。

加えて、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 10 日から 30 年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 11 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 11 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

私は、申立期間②及び④について脱退手当金を受け取っているとされているが、受け取った覚えが無い。また、申立期間①及び③は、厚生年金保険の被保険者期間であったと思うので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、A事業所から提出された申立人の履歴書により、昭和 29 年 1 月 10 日付けでB事業所にて事務見習として採用され、33 年 1 月 16 日付けでC事業所へ配置換されてことが確認できるが、当該事業所の事業主は、申立期間①及び③について申立てどおりの厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかについては不明と回答している上、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の申立人の記録は 30 年 5 月 1 日に資格取得、33 年 1 月 11 日に資格喪失、同年 3 月 1 日資格取得、同年 12 月 16 日資格喪失となっており、申立期間①及び③において申立人の氏名は無い。

また、当該事業所の事業主は、申立期間③において国の事業所に使用される事務職員については、その者が同一の事業所において2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は、「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」（昭和 28 年 9 月 9 日付け

保険発第 195 号各都道府県民生部（局）保険課（部）長あて厚生省健康保険・厚生年金保険課長連名通知）に基づき健康保険及び厚生年金保険の適用を行うこととされており、申立人が 33 年 1 月 16 日付けで C 事業所に配置換になり同年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることについては、適正な取扱いであったと供述している。

さらに、申立人が申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び④については、申立期間④の事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後約 4 年間に資格喪失した 15 名のうち、脱退手当金の受給資格を有する 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、2 名が脱退手当金を受給している上、事業主は、申立期間当時、共済加入により厚生年金保険の資格を喪失する者に対しては脱退手当金を請求するよう説明したが、代理請求は行わなかった旨述べていることから、事業主による委任に基づく代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

しかしながら、当該事業所において昭和 33 年 12 月以前に厚生年金保険資格を取得している女性全員の資格記録を社会保険庁の記録で確認したところ、申立人のように共済組合に加入した者は 5 名であることから、共済組合に加入した者に対する事業主からの脱退手当金に関する説明は、個別具体的に行われた可能性が高い上に、申立期間④の月数は 9 か月と短く、申立期間②の 32 か月と合算することにより初めて脱退手当金の受給資格を有すること、及び申立期間②及び④は厚生年金保険被保険者番号も別々になっていることから、脱退手当金の請求を申立人自らが行った可能性を否定し得ない。

また、申立人は、昭和 43 年 9 月 19 日付けで共済組合の退職一時金が支給されていることから、この時点で仮に申立期間②及び④が共済に移管されていたとしても退職一時金として受け取る意思を有しており、将来、年金として受け取る意思は無かったと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年9月10日まで
私は、平成19年7月18日に社会保険事務所で、A事業所19か月在職の記録が脱退手当金支給済みであるとの回答を受けたが、当時、弟と同じ職場、同じ場所で生活し、同時に退職したのにも関わらず、弟だけ脱退手当金が未支給であるのは納得できない。再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金支給済」の表示が記されているとともに、厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和21年1月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、昭和 44 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないとの回答をもらった。

しかし、私は昭和 39 年 7 月 4 日から 46 年 3 月末日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社の複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、「随時編成し直される数人のグループで複数の店舗に派遣されていたことから、申立期間に限定して、申立人と一緒に勤務したかは不明」と供述している上に、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当該事業所がC支社に統合されたため、人事記録等が保管されておらず、当時の上司からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認できる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 39 年 7 月 4 日に申立人が取得した整理番号 90 番から、44 年 10 月 1 日に再取得した整理番号 180 番の間に欠番が無く、再取得の際申立人に新たな整理番号が払い出されていることから、当該事業所において厚生年金保険に再加入したことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 1 日から同年 10 月末まで、A 区 B に在った C 社に事務職社員として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 3 月 1 日に C 社に事務職社員として入社したと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上に、申立人が C 社に事務職社員として同一日に入社した旨を供述する D の氏名は、申立人同様、当該事業所の被保険者名簿に記載されていない。

また、申立人が当該事業所に入社した際、既に当該事業所で勤務していた旨を供述する同僚の E は、「中学校卒業直後の昭和 34 年 4 月に C 社に入社し、35 年 2 月 1 日に厚生年金保険資格を取得した。当時、同社には、6 か月程度の試用期間があった。」旨を供述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和 47 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、平成元年 4 月に死去しているため、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを聴取することができない上、当該保険料が申立人の給与から控除されたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 17 日から 29 年 2 月 2 日まで
私は、昭和 28 年 10 月 17 日にA社に入社し、入社時より正社員として働いていました。それなのに同年 10 月 17 日から厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元事業主の供述から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格については、昭和 29 年 2 月 2 日資格取得と記載されているとともに、申立期間において申立人の氏名の記載は無い。

また、当該事業所の元事業主は、申立期間当時、試用期間があったと供述している上に、申立人と同様に昭和 29 年 2 月 2 日資格取得となっている同僚 2 名は、28 年秋及び同年 10 月から当該事業所で働き始めたと供述していることから、当該事業所では、当時、試用期間が設けられ、試用期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和36年3月から39年3月まで、A社に勤務したにもかかわらず、平成19年11月28日付のB社会保険事務所からの厚生年金の加入期間調査の回答書によれば、同社の加入期間は13か月であるとの回答であったが、37年4月から39年3月までの2か年の期間はどうなっているのか、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人が記憶している同僚2名のうち1名は亡くなっており、もう1名の所在は不明のため、申立人の申立期間に係る当該事業所の勤務状況を確認することができない。

また、社会保険事務所が保有する被保険者名簿には、申立人が昭和37年4月13日の資格喪失時に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、C事業所とD社（現在は、E社。）に分割されており、C事業所と合併したF社G部及びE社H部は、当該事業所の人事記録等はないと回答していることから、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。